

# 大野台中央公園テニスコート管理運営委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、大野台中央公園テニスコート管理運営委員会と称する。

(事務局)

**第2条** 本会は、事務局を千葉市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本会は、都市公園法第5条に基づき千葉市から許可を得た大野台中央公園テニスコートの管理運営を行うことを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) テニスコートの維持管理業務
- (2) テニスコートの利用受付業務
- (3) 前条に関する業務記録および保管
- (4) 千葉市市長へ業務内容および決算の報告

## 第3章 会員及び会費

(入会及び退会)

**第5条** 本会に入会するテニスクラブは、次の各号を充足することを条件とし、会長の承認により入会を認める。

- (1) 登録メンバー4人以上（うち2人以上の千葉市在住者・在勤者を含む）のテニスクラブであること。

(2) 週に1回以上、かつ定期的に大野台中央公園テニスコートを利用するテニスクラブであること。

(3) 本会の目的・主旨に同意し、本会の運営に協力するテニスクラブであること。

**第6条** 入会を希望するテニスクラブは、申請様式に必要事項を記入し、年会費を添えて申し込む。

**第7条** 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(会費)

**第8条** 年一人あたり1,500円を年度当初に徴収する。

(資格喪失)

**第9条** 本会の目的を達成する為に、次の各号のいずれかに該当する場合会員の資格を失う。

(1) 年会費を1年以上滞納したとき。

(2) 本会の会則または細則に違反したとき。

(除名)

**第10条** 会員が本会の名誉を傷付け、または本会の目的に反する行為をしたときは、役員会は除名することができる。

#### 第4章 総会

**第11条** 総会は、本会の最高議決機関とし年1回を定例会とする。

**第12条** 総会は、本会に所属するテニスクラブ代表者（複数名可）の1/2以上の参加で成立し、議決は出席者の過半数とする。

**第13条** 総会への不参加者は、委任状をもって参加とみなす。

**第14条** 総会の本務は、以下のとおりとする。

(1) 収支予算・決算の承認

(2) 会則・細則変更の承認

(3) 役員承認

- (4) 年会費変更の承認
- (5) 次年度の各会員へのコート割の承認、 等

## 第5章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |          |    |
|---------|----|----------|----|
| (1) 会長  | 1名 | (2) 事務局長 | 1名 |
| (3) 会計  | 1名 | (4) 書記   | 1名 |
| (5) 監査役 | 1名 | (6) IT担当 | 1名 |

第16条 会長は本会を代表し、総会並びに役員会の招集を行い、決議事項を執行する。

第17条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第6章 役員会

第18条 本会の役員会は、上述の役員で構成する。

第19条 役員会の本務は以下のとおりとする。

- ・本会の主旨・目的に反する行為のあった会員の除名
- ・千葉市市長への事業および決算の報告
- ・千葉市市長からの要請事項への対応、等

第20条 役員会は、3/4以上の参加で成立し議決は出席者の過半数とする。

## 第7章 会計

(会計)

第21条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充当する。

第23条 本会の収支予算・決算は会計担当者が作成し、監査役の監査を受け、各クラブまたは総会の承認を得なければならない。

## 第8章 補 則

(会則の変更)

**第24条** 本会の会則を変更する場合は、総会の決議を得なければならない。  
い。

## 第9章 付 則

本会則は、2013年4月1日をもって施行する。

本会則は、2015年4月1日をもって施行する。(第23条改定)

本会則は、2018年4月1日をもって施行する。(第2条改定)

本会則は、2019年4月1日をもって施行する。(第2条、第15条改定)

本会則は、2021年4月1日をもって施行する。(第23条改定)

本会則は、2023年4月1日をもって施行する。(第8条、第15条改定)